

町内にある支店等現場確認チェックリスト

本チェックリストは、入札参加者選定要領（以下「要領」という。）指定要件に基づく町内にある支店等業者の確認においてチェックする項目を定めるものである。

町内業者に準ずる扱いは、下記項目に全てが適合することが最低条件です。この場合において、町内にある支店等業者とは、町内に支店等（登記簿謄本に掲載され、かつ、契約権限を有する者が町内住民であること。）を有する者であって、事務所の状況等から町内業者に準ずる扱いとするのが適当であると市川町建設工事入札参加者審査会が判断した指定業者をいう。

- ☐ ・ 町内にある事務所が建設業の許可を有すること。
- ☐ ・ 町内にある事務所について法人等の設立・事務所事業所新設の申告
を行い受理されていること。
- ☐ ・ 町内にある事務所に配置している職員が、2人以上（うち、技術職員が1人以上）であって、うち1人以上が常駐すること。
- ☐ ・ 町内にある事務所は次の要件を満たしておかなければならない。
 - ☐ 事務所が独立し、必要な備品等を適正に配置していること。
 - ☐ 事務機があること。
 - ☐ 電話があること。（転送電話不可）
 - ☐ 水道・トイレが設置されていること。
 - ☐ 事務所の表示（看板）がされていること。
 - ☐ 事務所専用の玄関があること。

※ 指定後であっても、指定要件に適合しなくなったと判断する場合は指定を解除することができる。